

## 4月から9月までは 光化学スモッグ対策 期間です

光化学スモッグは、風が弱く、気温が高く晴れた日に発生しやすく、目がチカチカする、頭痛がする、息苦しいなどの症状を引き起こします。

栃木県では、オキシゲン濃度が一定基準値以上となり、その状態が継続すると予想される場合に、光化学スモッグ注意報を発令しています。

### ■光化学スモッグ注意報が発令されたら

- ・屋外での激しい運動は避けましょう。
  - ・目がチカチカしたり、のどが痛くなったりしたときは、洗顔やうがいをして、しばらく安静にしましょう。
  - ・洗顔やうがいをしても症状が治まらないときは、すぐに医師の診察を受けましょう。
- PM2.5の注意喚起について栃木県では、県内のPM2.5濃度の1日あたりの平均値が70マイクログラム(1立方メートル当たり)を超えると予想される場合に、

注意喚起情報をお知らせしています。

### ■注意喚起情報が出たら

- ・屋外での長時間の激しい運動を控えましょう。
- ・外出をできるだけ控えましょう。屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にしましょう。
- ・呼吸器系や循環器系疾患のある方、子供、高齢の方などは、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれます。

### ■もっと光化学スモッグ・PM2.5について知りたい

・栃木県ホームページ「とちぎの青空」  
☎ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozen/aozorahm/>(パソコン)

・栃木県防災メール配信  
QRコードを読み取り空メールを送信すると登録画面へのリンクURLが付与され、メールが返送されます。

方には、光化学スモッグ注意報またはPM2.5注意喚起情報が出されるとその情報が自動配信されます。



## スズメバチ駆除費 補助制度をご利用ください

市では、駆除業者によりスズメバチの巣を駆除した方に費用の一部を補助します。

### ■補助金の額

駆除に要した費用の2分の1(上限7,000円) 百円未満の端数は切り捨て。

### ■添付書類

- ・駆除に要した費用の領収書
- ・スズメバチの巣の位置図
- ・写真(駆除前と駆除後)
- ・市税の滞納がないことを証明する書類

### ■申請先

駆除後、添付書類を添えて、環境課・南河内庁舎市民課窓口・石橋庁舎市民課窓口まで申請してください。

### ■駆除業者

市内で主に駆除を行っている業者は次のとおりです。

- (株) 県南環境
- (株) スマイテック
- (株) マコト技研(株)

☎(44)25118  
☎(44)96118  
☎(53)54334

※市内外問わず右記以外の

業者でも、補助対象となります。

■ハチに巣を作られないために早期(5月～6月)に対策しましょう。

庭木の剪定や家のまわりの整理整頓をし、風通しをよくしましょう。節穴など、ハチに侵入されそうなところを補修することも営巣の防止策として有効です。

営巣初期のものであれば、個人で駆除できる場合もあります。

【参照】(社)日本ペストコントロール協会 ☎ [http://www.pestcontrol.or.jp/pest\\_measure/pest06.html](http://www.pestcontrol.or.jp/pest_measure/pest06.html)

### ■不要な駆除は控えましょう

ハチも命のある生き物です。人にとつても、ハエやクモ、毛虫などを食べてくれる益虫としての側面もあります。人の出入りのないような、生活上の支障や危険性のない場所に巣ができた場合には、むやみに巣の駆除を行うことは控えましょう。



## 不用品リサイクル

下野市では、ごみの減量化を推進するため、不用品リサイクル事業をおこなっています。市民の皆様から受け付けたりサイクル可能な不用品の情報を管理し、リサイクル品の譲り受けを希望する方にその情報を提供する制度です。「譲ってほしい」「譲りたい」品物が一致した場合、相手方の氏名、連絡先等について、環境課からお知らせしますので、その後はご本人同士でお話し合いのうえ、譲り渡しをしてください。

### ○注意事項

- ・皆さまのご厚意により成り立っている制度ですので、無償での譲り渡しをお願いします。
- ・「譲りたい」に登録いただいた品物の保管は各自で保管してください。
- ・動物や植物、食品はお受けできません。

